

## 特別区設置協定書に対する議決を真摯に受け止めることを求める決議 反対討論

私は、特別区設置協定書に対する議決を真摯に受け止めることを求める決議(案)に反対の立場から討論させていただきます。

この決議(案)の中で、大阪府議会、大阪市会において、協定書の取りまとめ過程の違法性に鑑み「無効決議」が採択されており、この協定書が正当性を欠いていることは明らかである。とあるが、法に抵触するのかわからない上、取りまとめ過程と協定書の内容を結びつける必要性もないに限らず、その違法性に鑑み、無効決議を採択したとあるこの決議案自体、正当性はありません。

我々は7月25日に採択された、この所謂「無効決議」なるものに対して、我が会派のホンダ議員から反対討論をおこない、協定書案の正当性を訴えさせていただきました通り、協定書の取りまとめ過程において違法行為の認識はなく、規約に定める範囲において法定協で協定書がまとまったと考えております。

そもそも、この「無効決議」自体の無効理由としてあげていた理由は2点。

まず、両議会では「協議会委員の推薦手続に関する条例の制定」を求め地方自治法に基づき臨時会招集請求がなされたにも関わらず、知事・市長は地方自治法に反し、臨時会を招集することはなかったため、地方自治法違反というのが1点。

これに関しては、確かに地方自治法101条4項に

○4 前二項の規定による請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、請求のあつた日から二十日以内に臨時会を招集しなければならない。

とあります。この条文にある前2項の規定というのは、

2 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

これは議長の招集権に関するところであり、

議員の臨時会招集に関する規定は次の3項にあります。

3 議員の定数の4分の1以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

これに対応する規定は、6項にあります。

6 前3項の規定による請求のあつた日から20日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第1項の規定にかかわらず、議長は、第3項の規定による請求をした者の申出に基づき、当該申出のあつた日から、都道府県及び市にあっては10日以内、町村にあっては6日以内に臨時会を招集しなければならない。

とあります。

ちなみに地方自治法101条1項では、普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。とありますが

101条6項においては、1項の規定に関わらず、首長が臨時議会を開かない場合 議長は臨時会を招集しなければならずという、首長が招集しない場合規定をきちんと設けており、これを以て、首長が臨時会を開かないから、地方自治法違反を侵している、そのため協定書に正当性はないと言うのは、理論が飛躍しすぎです。

この決議を採択なされた皆様に、もう少し加えて説明したいと思いますが、過去の経緯からすると、平成17年の第28次地方制度調査会で、議長への議会の招集権の付与が答申されたことを期に、H18年の自治法改正で、先ほどの20日以内ルールができました。

それでも議会を招集せず、義務違反がある状況を、都道府県・市・町村・各レベルの全国議長会をはじめとした、議長の招集権を求める動きがあり、遂にH24年の地方自治法改正で、101条5項・6項に議長の招集権が与えられました。

まさしく、議会の努力により、勝ちえた地方自治法改正です。

大阪府議会では、臨時議会の請求に対し、まさしく議会の力により勝ちえた101条6項が規定する議長の臨時会招集権を行使し、きちんと臨時議会は開かれました。

大阪市会は、会期の延長をしたため 20 日ルールもなにも関係ありません。

先日、共産党の議員から市長に対し、法律家なら法律を守れとの発言がありましたが、法律違反を冒していない市長に対する暴言だと考えます。

とかく。これらの経緯を自治法違反だと断罪し、首長の招集権といった、協定書の中身とは関係ないところで、違反があるから協定書そのものを無効だとするのは理論が飛躍しすぎです。

そもそも 臨時会招集の有無を、協定書の中身の無効化に結び付ける考え方が理解できません。総務大臣からも違法性の指摘がないことで、ご理解できないのでしょうか？

そして、2つ目の挙げられていた理由が、会長を除く協議会の委員は規約上、知事、市長、府議会議員及び市会議員の計19人をもって充てると規定されているのに対し、実際は、知事、市長及び府議会議員8人の計10人となり、規約に定める要件を満たしていない状態となっている。そのため協議会規約違反であり無効というものですが、これに関しては何度も言っていますが、

法定協議会規則、第6条の3「会議」については

「委員の1/2が出席しなければ開くことが出来ない」とされていることから、

過半数の出席により協議会は開催されることを示しております。

開催された協議会は開会の定足数は満たしており、規約に一定の人数が欠ける時の要件もないため、協議会規則違反ではありませんし、定員全部が揃わないことを以って規約違反というのは間違っております。

そもそも、提案会派の皆さんが自ら法定協をボイコットし、協議会規約 5 条にある議会推薦義務を侵しながら、それを以って、人数が満員ではないことが規約違反になるため協定書は無効というのは、無理やり過ぎです。

これらのことから、本決議案の根拠理由である「無効決議」自体が、理論が破たんしている出鱈目なものであることがわかります。

次に本決議案では、委員会・本会議で必要な議論をおこない議決に至ったとありますが、委員会に置いて、他会派の委員は提案者である市長を一度もよばず、本会議では、文句の言いつばなしで、市長が求める答弁すら拒絶する状況、この過程を見て、必要な議論が行われ、議決に至ったとは理解できませんし、他会派の皆さんは端から否決ありきの態度しか見せていません。依って、この中段の文章も破綻しているものであります。

最後の段落の、議会の議決は民主主義に基づく一つの民意であり、今回の議決を真摯に受け止めるべきとありますが、これに関しては市長の言うとおり、間接民主主義は直接民主主義の補完というのが我々の取る立場です。

原理原則は住民が決するべきであり、まさしく大都市地域における特別区の設置に関する法律に至っては、7条にその必要性が明記されております。

よって、この協定書は住民投票に付されるべきで、我々議会の判断よりも、有権者総意の判断の方が重いと考えておりますし、それこそが法の求める趣旨であります。

また、先日、自民党議員の一般質問で直接民主主義は衆愚政治にもつながる危険なもので、それを止めるのも間接民主主義の役割という旨の発言ありました。

私自身は、一定、間接民主主義・議会制民主主義の有用性を肯定したいという思いはありますが、住民を愚民、議員を賢人と考えるような発言は理解できません。

住民が包括的に賢いか愚かかどうか、の判断は別として、現状の大阪市会を見て 我々 議会人を賢人と見なす、思い上がりの甚だしさは理解できません。

法律家でも行政学者でもない議員が、法律や行政に対して通常の思考より優れた思考をもつと勘違いし、過剰に権能を有そうとする方が、直接民主主義よりよっぽど危険だと考えます。

少なくとも衆愚は別として、この大阪市会の86と言う少ないn数、議員という偏ったバックボーンの間人だけで意思決定するよりも、有権者総体の判断能力の方が上であり、統計学的にも、より正に近い意思決定を行えるものと考えます。

なので、議会の議決を住民の意思よりも優先すべきとするような、この文章には同意できません。

最後に、文末の民主的な手続きによる正常な協議会を再構築し、議論の再開を求めるとありますが、何度もここで討論しているので、あまりいいませんし、理解して頂いていると思いますが、こんな詭弁が良く書けるなと思います。

都構想に反対のメンバーが多数を占める会派構成になる以上、法定協や協定書自体をうやむやにし葬り去りたいだけなのに、このような茶番の文面を記載することに呆れ返るばかりです。

理論破綻と茶番に満ちた、この決議(案)に賛成できる訳もないため、反対させていただきます。  
以上、私からの反対討論とさせていただきます。